

第二章 分限・懲戒

○蒲郡市幸田町衛生組合職員の分限 に関する条例

(平成十九年三月二十八日
条例 第三三三号)

(趣旨)

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十七条第二項の規定に基づく職員の意に反する休職の事由並びに法第二十八条第三項の規定に基づく職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果については、この条例の定めるところによる。

(準用規定)

第二条 休職の事由その他分限に関する必要な事項は、蒲郡市職員の分限に関する条例（昭和二十九年蒲郡市条例第五十三号。以下「蒲郡市条例」という。）の規定を準用する。

(読替規定)

第四編 人事（蒲郡市幸田町衛生組合職員の分限に関する条例）

D〔蒲郡衛生二一〕

第三条 蒲郡市条例中「任命権者」、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(蒲郡市幸田町衛生組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の廃止)

2 蒲郡市幸田町衛生組合職員の分限の手續及び効果に関する条例（昭和四十年蒲郡市幸田町衛生組合条例第六号）は、廃止する。